

金蘭会学園芳友会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、金蘭会学園芳友会と称し、学校法人金蘭会学園内に事務所を置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦と教養の向上を図り、母校の発展を後援し、併せて社会公共のために尽くすことを目的とする。
- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦と便益を図るために必要な事業
 2. 会員名簿の管理
 3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び客員

- 第4条 本会は、次の正会員と準会員をもって組織する。
1. 金蘭会中学校卒業生
 2. 金蘭会高等学校卒業生
 3. 金蘭短期大学卒業生
 4. 千里金蘭大学卒業生
 5. 千里金蘭大学短期大学部卒業生
 6. 校名改称以前の各校卒業生
 7. 在校生は入学と同時に準会員とする。
- 第5条 会員は、次の権利及び義務を有する。
1. 正会員は、本会の主催する事業に参加することができる。
 2. 18歳以上の正会員は、総会における議決権を1人1個有する。
 3. 正会員は、住所氏名、その他本会が必要とみとめる個人情報に変更があった場合には、本会に変更の届け出をする。
 4. 正会員・準会員は、ともに本会の目的達成のために協力する。
 5. 会員は、本会で知り得た会員個人の情報を他に漏らしてはならない。
- 第6条 本会は、母校の現教職員並びにかつて在職した者を客員とする。

第3章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置き、役員会を組織する。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 事務局長 1名
 4. 会計担当幹事 若干名
 5. 個人情報担当幹事 若干名
 6. 広報担当幹事 若干名
 7. 監事 2名
- 第8条 役員の選出
1. 会長及び副会長並びに監事は、評議員の中から互選し、総会において承認を得る。
 2. 会計担当幹事、個人情報幹事、広報担当幹事は、正会員の中から会長が選任し、総会において承認を得る。
 3. 事務局長は、評議員の中から互選、又は客員の中から会長が委嘱し、総会で承認を得る。
- 第9条 役員の任務
1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
 2. 副会長・事務局長は会長を補佐し、日常の業務を執行する。会長不在もしくは事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

3. 会計担当幹事は、本会の会計を担当する。
 4. 個人情報担当幹事は、本会の会員名簿を管理する。
 5. 広報担当幹事は、芳友会広報誌「芳友会だより」を作成するとともに、本会の「ホームページ」を運営する。
 6. 監事は、役員の職務の執行と会計を監査し、総会に報告する。
- 第10条 役員の任期
1. 役員の任期は就任後第3回目の通常総会終結をもって任期満了とする。ただし再選を妨げない。が、三選されることはできない。又、任期満了の後でも後任の役員が就任するまではその職務を行う。
 2. 役員に欠員が生じた場合、第8条に従い補充する。

第4章 総会及び会報

- 第11条 通常総会は、毎年1回開催する。ただし必要があるときは臨時総会を開くことができる。
- 次の事項は総会の承認を得なければならない。
1. 会則の変更・改正
 2. 役員の選任
 3. 事業報告と事業計画の決定
 4. 会計報告と会計監査報告及び予算の決定
 5. 評議員会で必要と認めた事項
 6. その他の重要事項
- 第12条 会報は毎年1回発行することを原則とする。

第5章 会費及び会計

- 第13条 会費
1. 本会の経費は、終身会費、協力費、寄付金及び雑収入をもってこれに充てる。
 2. 終身会費は、15,000円とし、各校入学時に一括納入する。
 3. 協力費は、本会を運営する経費の援助を目的とし、会員の任意納入とする。
 4. 協力費は、3,000円とし、会員は年1回、別途に定める方法により納入する。
 5. 既納会費及び協力費並びに寄付金は、原則としてこれを返還しない。
- 第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 第15条 予算及び決算については、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で通常総会の承認を受けなければならない。

第6章 附 則

- 第16条 本会は、正会員・準会員及び客員の慶弔に際しては、相当の誠意を表するものとする。
- 第17条 本会の会則は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ変更することができない。